

連合鳥取 2018 年度運動方針 ～ 次の飛躍へ 確かな一歩を ～

1. はじめに

連合鳥取は、いまから約 2 年後の 2020 年 2 月 9 日に結成 30 年の節目を迎えます。それを前に、私たちは、これまでに連合運動が歩んできた道を振り返り、現下の課題や求められているものを再確認しながら、この 2 年間で次の時代の飛躍に向けた構えをつくる期間としていく必要があります。

取り巻く状況は決して容易なものではありませんが、いま一度、連合結成の原点を見つめ直し、いつの時代も労働運動は、より良い職場、より良い社会に向けた変革の原動力でなければなりません。その先頭に立つ連合鳥取に結集する私たちには、組織力、政策力、発信力にいつそう磨きをかけ、社会からの信頼感を高め、すべての働く者のため、次の時代に連合運動をつないでいくことが求められています。

時代の大きな分岐点にあつて、われわれの運動に対して「すべての働く者の先頭に立って不条理と対峙してほしい」との期待の声がある一方、連合評価委員会が警鐘を鳴らした「働く者の分断、場当たりの行動、一部の活動家のみの運営」という重く立ちはだかる課題もあります。これらを克服するため、連合運動への理解と参画を職場に浸透させることで組織拡大・強化をはかり、次の時代を切り拓く力強い労働運動を展開していかねばなりません。

このため、次の 2 年間で、役員はもとより職場の組合員に至るまで、より多くの仲間運動への参画を呼びかけ、「力と政策」に磨きをかけるとともに、丁寧な合意形成に努め一体感を持って運動を展開していきます。

2. 不透明、不確実さを増す国際情勢

いま、世界情勢は不透明さの度合いを増しています。

冷戦構造の崩壊、世界秩序の担い手は米ロの 2 極から米国 1 極へと移行しましたが、その米国はこのところ内向き志向を強め、「Gゼロ」と呼ばれるような無極化の様相を示しています。グローバル化の進展や加速する技術革新がもたらす負の側面としての経済格差の拡大、社会各層における分断が顕在化する中で、社会から取り残されたと感じる人々の既存政治に対する不満が、世界各地で排他主義や保護貿易主義を呼び起こしています。これに極端な言動で支持を得ようとする勢力の存在も加わって、さらなる対立や分断に陥る悪循環への懸念が深まっています。東アジアでは、影響力を増す中国と、アメリカ、ロシアとの外交・安全保障面の動向が注視される中、北朝鮮の核やミサイルの開発がエスカレートし、緊迫の度合いを高めています。

3. 現下の国内情勢

社会の安定に関わる課題に直面しているという意味では、わが国にとっても決して対岸の火事ではありません。バブル崩壊後の長期にわたる経済の低迷は、社会の

中間層を掘り崩し、低所得層を増大させ、地域経済やコミュニティに深刻な影響を及ぼしています。これに人口減少も相まって、経済、社会保障、財政の持続可能性に影を落とし、国民の不安につながっています。

いわゆるアベノミクスは、行き詰まり感を強め、むしろ金融市場のゆがみや財政規律への影響が懸念されています。加えて、消費税率の引き上げの度重なる延期など、社会保障の持続可能性の確保に向けた税制抜本改革は遅れており、そのことが国民の社会保障制度への不信や将来不安をかきたて、景気回復の足かせになっています。国民との対話と合意形成が必要な痛みを伴う改革は先送りする一方で、「一強」体制を背景に、安倍政権は、安全保障関連法案や組織犯罪処罰法案などをめぐって強引な国会審議を繰り返しています。

そして9月末には、北朝鮮情勢が緊迫する中で、あえて政治空白をつくってまで解散総選挙を強行しました。

第193通常国会後、野党が憲法にもとづいて求めていた臨時国会の早期召集に応えず、ようやく開会した第194臨時国会も冒頭解散し、「仕事人内閣」と銘打たれて発足した改造内閣は、たった2ヵ月弱で、かつ国会での質問を受けることなく役割を終えました。これは戦後初のことであり、国会軽視、国民軽視と言わざるを得ません。

また、同臨時国会では、安倍総理が「丁寧な説明」を国民に約束した森友、加計学園問題や、働き方改革関連法案等に関わる重要な審議が行われるはずでした。国会審議における野党からの厳しい批判や追及を回避するために解散したとも言われています。何より、過労死や過労自殺が相次ぐ中、働く者の命と健康を守る長時間労働規制が先送りされることは極めて遺憾であります。このように国民各層からの疑問や懸念に正面から答えず、丁寧な合意形成を欠いた国会運営に終始するなど、立憲主義や民主主義の基本をないがしろにするような政治が続いています。

4. 県内情勢

鳥取県内の8月の有効求人倍率は1.65倍に上昇し、1992年4月以降25年ぶりの高水準で、生産活動も持ち直しつつあると総括判断されており、人手不足も生じています。

しかし、2017春闘結果によれば、アベノミクスによる賃上げは一部の大企業のみで、県内の中小・零細企業における労働条件の向上には繋がっていない状況であり、われわれ労働者の仲間にも雇用不安・生活不安が払しょくされていません。大企業の少ない鳥取県においては、サプライチェーン全体で生み出した付加価値が適正に価格転嫁されるなど公正な取引の実現が不可欠であります。

また、県の人口は、1988年をピークに人口減少傾向が続いており、少子・高齢化も進み生産年齢人口も減少し、国立社会保障・人口問題研究所によると、2040年には人口が約44万人となる推計や、民間有識者から成る「日本創成会議」によれば、消滅可能性都市が13町発生するとの衝撃的な推計が示されており将来不安も懸念されます。

具体的な運動方針

【組織運営の基本】

1. 第26回定期大会を2018年11月に開催します。
2. 組織運営の基本を執行委員会に置き、構成組織の参画と相互責任を持ち合える組織運営を構築し、執行委員会は月1回定例開催します。
3. 具体的運動の実施にあたっては、執行委員会構成員の任務分担による担当局が行うこととし、企画から実践までの主体的役割を果たします。なお、運動全般について、総合評価を行い課題の優先順位つけ、及び財政との連動をはかり、効果的な運動を展開します。
4. 三役（会長、副会長、事務局長）および各局長、地協議長による企画委員会を構成し、組織運営の基本、主要事案および各局相互の連携等について協議を行い、その協議結果は執行委員会に諮り決定します。
なお、企画委員会には必要に応じて副事務局長のオブ参加を行います。
5. 構成組織の合意形成にもとづく組織運営と運動の基本方針は連合鳥取が担い、各地域における運動の実践は地域協議会が担うことを基本とします。
6. 執行委員定数増（女性代表枠の拡大）の実効性を高めるため、女性活躍推進プロジェクト（仮称）を立ち上げ、さらなる活動の活性化を図ります。
7. 2年後に、結成30年を迎えるにあたり、記念行事等に関するプロジェクトを立ち上げ検討を始めます。

○組織局、非正規労働センターの取り組み

【組織拡大～連合鳥取の組織人員目標32,000人の実現～】

1. すべての職場における「集団的労使関係」構築をめざすとともに、格差・差別・貧困をなくしていくために組織拡大を最優先課題として総力を挙げて取り組みます。
2. 本部組織化専任チーム・構成組織・連合鳥取・地域協議会との三位一体行動により構成組織内の「企業内未組織労働者」と「子会社・関連会社」への組織化に取り組みます。
3. 構成組織毎の「組織化ターゲット案件（対象組織名と対象者数）」を的確に把握し、組織拡大キャンペーン行動、組織化教育強化月間（5月～7月）において、実効性が高まる取り組みを展開します。
4. 組織化を支える人材育成・強化の取り組みとして、連合本部や連合中国ブロックと連携しオルガナイザー研修会への参加や、組織化現場で実践経験を積む機会を設けます。
5. 組織アドバイザーと連携を強化し、労働相談や地域で得られた組織化に繋がる

情報の共有と具体化をはかります。

【組織強化】

1. 産業別部門連絡会（「官公部門連絡会」「金属部門連絡会」）と連携して、産業政策の確立と実現、春季生活闘争の情報交換、未加盟未組織の連合加盟の促進等、構成組織が主体となってその機能強化に取り組みます。
加えて、「交運労協」とも連携した取り組みを進めます。
2. 構成組織と連携し、連合運動の前進に向けた喫緊の課題である各組織を担うリーダーの育成と体制強化に全力で取り組みます。
3. 各種課題解決に向けて、連合鳥取と構成産別との意思疎通を一層深めるため、対話活動を継続実施します。
4. 時局に適した課題を題材としたトップセミナーを開催します。
5. 青年（男女）委員会・女性委員会活動の推進
 - (1) 「青年委員会」は次世代を担う女性・男性組合員が集い、青年組合員としての役割発揮と仲間のネットワークづくり、環境、平和、男女平等参画など、青年の特性と主体性を活かした活動を進め、将来の労働運動を担うリーダーの育成をはかります。
 - (2) 「女性委員会」は、連合構成組織における女性労働者のネットワークとして存在することと位置づけ、女性労働者のネットワークの拡大、女性労働者の地位向上のための運動参画や女性リーダーの育成等に取り組みます。

【なんでも労働相談ダイヤル】の基盤強化】

1. 組織化・問題解決につながるよう、非正規労働者や未組織労働者等の労働相談対応の強化をはかります。また、労働相談所「みなくる」や、労福協「ライフサポートセンターとっとり」、行政等と連携を強化し、相談窓口の機能強化に取り組みます。
2. 非正規労働者の処遇改善を通年の取り組みとして位置づけるとともに、春季生活闘争における非正規労働者に関わる労働条件底上げの取り組みを構成組織と連携して取り組みます。
3. 非正規労働問題について政策・制度要求に反映していきます。
4. 連合本部と連携し、社会的キャンペーン行動に取り組みます。

【職場から始めよう運動の浸透と展開】

1. 先行事例の共有化や器材の作成・配布等を通じて、「職場から始めよう運動」の浸透をはかり、職場における非正規労働者の組織化と処遇改善、組合参加を促進します。

【地域に根ざした顔の見える地協運動のさらなる進化】

1. 地域協議会は、連合加盟組合員や地域住民にとって一番近い存在にあるため、連合の仲間をつなげる活動や地域で働く仲間を支える活動などを通じて、「地域に根ざした顔の見える運動」の具体化をはかります。
2. 「地域に根ざした顔の見える運動」の実践強化を通じ、地域レベルから「働くことを軸とする安心社会」実現に向けた社会的うねりを作り出していきます。そのため、生活相談や地方議員や志を同じくする団体との連携を通じ、働く者・生活者のニーズを汲み取り、地域で頼られる存在としての役割を發揮します。
3. 連合鳥取と地協幹事との対話活動を行い、地域における運動への参画をさらに強化していきます。加えて、地協議長・事務局長会議を開催し、課題の共有化や連合運動の浸透と意思疎通を図り運動の強化に努めます。
4. 地域において、暮らしや生活に関わる支え合い基盤を創り出していくことは、連合運動の中で大変重要なことであるため、鳥取県労働・福祉事業四団体運営協議会（連合・労福協・労金・全労済）のさらなる連携と、NPO、退職者などさまざまな組織と連携をはかり、地域で信頼され、存在感のある運動を構築します。

○広報・教育局の取り組み

【内外における「発信力」の強化】

1. 経営者団体、業界団体などとの連携を強め、連合がめざす「相互信頼を基本とした労使関係」の理解・浸透をはかるとともに、集团的労使関係の重要性について社会的に広める取り組みを強化します。
2. 就職を控える若者に対して、労働組合の必要性をアピールする行動を強化します。
3. 組織 PR 活動の強化策として SNS 等を活用して展開します。
4. 退職者連合と連携し、退職者や年金生活者などの連合運動への参加や交流を促進します。

【労働教育の推進】

1. 次代を担う若年層の減少と労働組合・労働運動の必要性に対する意識の希薄化が懸念されることから、「労組リーダーセミナー」を開催し人材育成に取り組みます。
2. 社会に向けた労働教育の推進として、ワークルール検定の鳥取県開催に取り組みます。（2020年からは、初級試験全県開催予定）
3. 子どもの成長段階に応じて、働く意義、働く者の権利・義務、ワーク・ライフ・バランスや労働組合の必要性等、「労働の尊厳」を深く理解し、勤労観・職業観

を養うための系統的な労働教育「出前授業」に取り組みます。

実施にあたっては、鳥取県労働・福祉事業四団体運営協議会、行政と連携して取り組みます。

4. 連合鳥取、労福協、経営者協会、行政と連携して、県内すべての高校3年生に向け、働くことへの解説冊子「THE 社会人基礎編」を配布します。
5. 労働相談対応者の育成とスキルアップを図るため専門機関等が開催する研修に積極的に参加します。
6. 連合本部、中国労組生産性本部の労働教育に積極的に参加します。
7. 中国労組生産性会議等が主催する国内・海外労働事情視察団等に参加し、国内外の経済・労働事情などを学習し、今後の連合運動や組合運動に役立てます。
8. 労働審判員の能力向上・人材育成の研修受講に積極的に取り組みます。

【広報宣伝活動の推進】

1. 機関紙「れんごう鳥取」を毎月1回定期発行します。「連合鳥取ホームページ」をリニューアルします。
2. 定期大会およびメーデー大会のフォトニュース（A2版）を発行します。
3. 街頭宣伝車による「街宣活動」を定期的に実施します。
4. 「買おう使おう仲間の商品、仲間のサービス」運動を継続して取り組みます。

○国民運動局の取り組み

【平和運動の推進】

1. 世界の恒久平和の実現のため、在日米軍基地の整理縮小、日米地位協定の抜本的見直し、核兵器廃絶、北方領土返還等の運動に、連合本部と連携し推進します。
また、6～9月の連合平和行動月間においては、沖縄（6月）、広島・長崎（8月）、根室（9月）での平和行動に参加します。
尚、竹島の領土権確立の早期解決については、連合中国ブロックとして連携し運動を進めます。
2. 連合鳥取ピースウォークを実施します。
3. 他の地方連合会と連携して、平和に関する現地学習会を開催します。

【人権・連帯活動の強化】

1. 第89回メーデー大会は、2018年4月29日（日）に開催します。
2. 「人権」課題については、部落解放共闘会議へ参画する中で、運動を積極的に推進します。
3. 職場・家庭での「連合エコライフ21」運動を推進します。

通年的な活動として、「レジ袋削減：マイエコバック利用」「マイ箸運動：割り箸回収運動」「エコキャップ回収運動」「エコドライブ運動」「公共交通機関の利用促進」等を推進します。

4. 「自然環境保全」の取り組みは、「大山ブナ林」復元運動に取り組みます。
実施にあたっては、『大山ブナを育成する会』と連携して活動を進めます。加えて、今後の活動のあり方について関係機関と協議を進めます。
5. 「連合・愛のキャンパ」に取り組み、連合本部、各産別との連携により内外のボランティア・NPO 団体等への支援とともに、災害対策支援を進めます。
6. 県内における大規模災害発生時に対しては、「連合鳥取防災マニュアル」に則って対応していきます。
7. 連合鳥取・島根・高知・徳島における危機事象発生時相互応援協定締結に伴い具体的な相互応援策を策定します。
8. 大規模災害発生時の対応等、連合全体で取り組むボランティア活動については、連合本部、連合中国ブロック連絡会と連携し参画します。

【国際連帯活動の推進】

1. 中国吉林省総工会との相互友好交流協定（2015年6月再締結。期間：5年間）に従い、吉林省総工会との友好交流に取り組みます。今年度は受入れて対応します。
2. 鳥取県労働委員会を通じて韓国労働委員会研究交流団との交流を行います。

○労働政策局の取り組み

【政策・制度要求、政策実現に向けて】

1. 「連合鳥取 2019 年度政策・制度要求」の取り組み
 - (1) 要求・提言書（案）の策定は、労働政策局を中心に部門連絡会・構成組織・地域協議会と連携して策定し、政策討論集会の場を経て全体の運動として取り組みを進め、8月を目処に県知事及び労働局長に提出します。
 - (2) 各地協においても、県内4市に対する政策・制度要求に取り組みます。
 - (3) 推薦・支持議員団との連携を強め、各級議会の代表質問等の場を通じて、政策実現に努めます。
2. 地域活性化と地方創生への取り組み
「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」に対する取り組みにおいて、各自治体に設置されている「推進組織」に参画し、連合の政策実現および地域に根ざした顔の見える運動を推進します。
3. 労働基本権を保障した民主的な「公務員制度改革」、公務における「臨時・非

常勤職員の処遇改善」、「労働法制に関する事項」等、国の制度に関わる政策については、連合本部における議論の場に参画して意見反映します。

4. 各種行政審議会等に労働者代表（女性代表を積極的に登用）として参画し、積極的な政策提言を行います。

5. 雇用維持・確保、雇用創出の取り組み

(1) 新たな産業の育成と良質な雇用創出につなげるため、産業政策と連動した雇用政策を求め連合本部と連携し、地方連合の役割を果たしていきます。

(2) 鳥取県の「正規雇用1万人チャレンジ」、「戦略産業雇用創造プロジェクト推進協議会」等に参画し、質の高い雇用創出について提言します。

6. ワーク・ライフ・バランスの実現の取り組み

次世代育成支援対策推進法にもとづく行動計画のフォロー・各企業の取り組み点検活動、年間総労働時間1800時間以下の実現をめざす取り組み、労働時間管理の適正化、不払い残業の撲滅、有給休暇の取得促進、36協定の適正化など「働き方・休み方改革」の取り組みを推進します。

【クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーンの取り組み】

1. 組合員の共通課題として、「働く者の健康を守りワーク・ライフ・バランスを実現する取り組み」を、「ヨコの広がり」と「タテの深掘り」により社会のうねりをつくりだす運動を展開します。取り組みに当たっては、地域における違法な働き方を撲滅する取り組みにより、組織内外における長時間労働是正に向けた意識や世論の喚起を図ります。

加えて、国会における労働基準法等改正案の審議や「働き方改革実現会議」の動向をにらんだ長時間労働の是正に向け、街宣活動を中心に取り組みます。

【取引の適正化と公契約運動】

1. 地域の底上げ、格差是正を資するために、連合本部等との連携し、取引関係の適正化をめざします。

2. 公契約の下で働く者の公正労働基準を確立するために、「公契約条例」の制定に向け、官公部門連絡会、推薦支持議員団と連携し、学習会の開催や首長、各級議会に対し要請行動を行い、その実現に向けた取り組みを推進します。

【労働安全衛生対策】

1. 「連合鳥取セーフティネットワーク集会」を開催し、メンタルヘルスや労働安全衛生に対する学習を行うとともに構成組織の意識の向上をはかります。

2. 連合本部のセーフティネットワーク集会に参加します。

○中小労働局の取り組み

【中小労働運動の推進】

1. 中小労働局、中小共闘センター幹事会を中心に地場中小労組の人材育成・個別課題等の支援に取り組みます。

【2018 春季生活闘争】

1. 2018 春季生活闘争では引き続き、すべての働く者の労働条件の底上げ・底支えと企業規模間や雇用形態間、男女間などの格差是正と均等処遇の実現に向け、中小労働局を中心に中小支援の取り組みを強化するとともに、賃金要求の基礎データとなる地域ミニマム運動（個別賃金実態調査）を拡大させ労働条件の社会的な波及効果を追求していきます。
2. 「中小共闘センター」を中心に、要求目安の明示や賃金実態把握を重視した取り組み、学習会等、地場中小労組の春闘を支える運動を推進します。
3. 社会に開かれた春季生活闘争の実現をはかるために、「地域フォーラム」を開催します。
4. 2018 春季生活闘争方針は、全構成組織を対象とする『拡大執行委員会（1月）』にて決定します。

【最低賃金】

1. 最低賃金の取り組みについては、企業内最低賃金協定の締結拡大と水準引き上げによって賃金の底上げをはかります。
2. 鳥取地方最低賃金は、賃金の底支え機能を果たし、セーフティネットとしての実効性が高い水準への引き上げをはかります。
3. 特定（産業別）最低賃金については、当該構成組織の取り組みをサポートしていきます。

【労働環境改善】

1. 鳥取県内の労働環境に関わる課題について、県行政、労働局など関係行政機関や経営団体に対して要請行動や各種審議会への対応を進めます。
2. 未組織労働者への支援として「電話による労働相談」「組合づくり相談」などを行うとともに、労働相談や個別労使紛争に対しては鳥取県労働委員会、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）、鳥取総合労働相談コーナー（労働局）など関係機関との連携を含め専門的対応機能を強化します。
また、地域社会へのアピール性も考慮し、街頭宣伝・チラシ配布行動等に取り組みます。
3. 労働相談対応にあたっては、労働局、県労委、みなくる等と連携して取り組み

ます。

【ディーセント・ワーク実現に向けて】

1. 過労死問題やいわゆる「ブラック企業」問題等に適切に対処するため、労働局に対して、監督指導の強化、労働基準監督官の増員など、労働行政の充実・強化を求めます。
2. 春季生活闘争等の活動を通じて、すべての働く者の労働条件の底上げ・復元、ワークルールの確立によるディーセント・ワークの実現をめざします。
3. 街宣活動等を通じて社会的アピールを高めます。

○男女平等局の取り組み

【労働組合における男女平等参画の達成に向けて】

1. 連合鳥取「第3次男女平等参画推進計画」(～2020年10月)に基づき、全ての構成組織の運動方針に「男女平等参画の推進」と「3つの目標」の明記および「数値目標」の設定に取り組むとともに、進捗管理とフォローアップを進めます。
2. 6月を男女平等月間として、「男女平等参画学習会」等、地域での取り組みを進めます。
3. 労働政策局と連携し、県行政、労働局等に対して、行政要請行動や各種審議委員会の場に、これまで以上に女性登用を行い積極的な政策提言を行います。

○政策実現に向けた政治活動の取り組み

【政治活動の基本】

1. 「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、目的と政策を共有する政党および政治家との協力関係を重視し、積極的に政治活動を推進します。

【選挙活動の推進】

1. 第48回衆議院選挙(2017年10月実施)の結果・まとめやアンケート調査の分析結果を踏まえ、次期国政選挙に向けた準備を進めます。
2. 各級地方選挙の取り組みについては、民進党県連と連携して取り組むことを基本に、「連合の進路」「政治方針」「政策・制度」の基本方針に理解・協力が得られる候補者と推薦協定書の締結を行い当選に向け支援します。

【選挙活動の強化】

1. 政治活動の強化に向け、政治研修会や学習会を開催し、政治活動の重要性の理解と組合員の自発的な参加を促進します。また、連合から職場までの各レベルにおける政治参画を促します。特に、公職選法改正により選挙権年齢が「18歳以上」に引き下げられたことにより有権者が拡大した若年層はもとより、女性、非正規労働者に対する「働きかけ・声かけ」を継続的に行い組合員の政治意識の向上をはかります。
2. 各級選挙においては、公職選挙法や政治資金規正法など選挙運動における法令遵守の徹底をはかります。あわせて、労働組合の社会的責任として棄権防止や期日前投票を含めた投票促進運動に積極的に取り組み投票率向上に努めます。
3. 地域での政治基盤強化に向けては、組織内議員擁立なども含めた中期的な課題として検討します。

【政治センターの機能強化】

1. 民進党県連との連携について
 - (1) 定例的に意見交換会を開催し、情報の共有化と意思疎通をはかります。
2. 推薦・支持議員団との連携について
 - (1) 推薦・支持議員団との連携を密にしながら日常的運動課題や政策・制度要求の実現および生活環境の改善に取り組み、政治勢力の拡大をはかります。
 - (2) 推薦・支持議員団会議は、定例として年2回の開催を行うとともに、各地協においても定例開催を実施します。
 - (3) 各級選挙の取り組みにあたっては、都度、推薦・支持議員団会議を開催し、連合鳥取の方針説明と支援要請する場を設けます。
3. 政治団体連合鳥取政治連盟（仮称）立ち上げ、政治活動の幅を広げる取り組みを行います。
4. すべての政治課題については、連合鳥取内の合意形成を最大限追求し、構成組織一体の運動をめざして、政治センター幹事会を必要に応じ開催し具体化をはかります。

以 上

各論 1

「組織強化」を進め、3年後の「1000万連合」実現に全組織が結集し、 社会連帯を高めて、次代の運動への橋渡しとなる2年とする

【組織拡大に向けた連合全体の戦略と体制の構築】

1. これまでの「1000万連合」の取り組みの総括を踏まえ、各組織が相互に目標を再確認するとともに、2020年の目標実現に向けた戦略と具体的な取り組みについて連合全体で共有し、取り組む。

また、働き方改革の推進には集团的労使関係の構築が不可欠であることを組織内外に伝える。特に構成組織は、加盟組合が企業内の未組織労働者とグループ内の未組織企業などを組織化するよう指導する。あわせて、雇用の流動化と断片化を労働者の危機と認識し、戦略的な組織拡大の取り組みと将来に向けた対応について検討する。

(1) 連合本部は、組織率の低い産業・業種・職種や全国規模企業を中心に、組織化戦略の立案と実践を行う。その際、構成組織と地方連合会で組織化を実践している実務担当者とともに、具体的な組織化に向けた連携・連動をはかる。また、従来のオルガナイザー養成に加え、構成組織・地方連合会において、具体的な事案に関する組織化の指導と連携ができる人材を、組織拡大の実践を通じて養成する体制をつくる。

あわせて、経営者団体や業界団体などと連携し、連合がめざす労使関係への理解を深める。

(2) 構成組織は、加盟組合に対して同じ職場で働く非正規労働者と未組織の子会社・関連会社、取引先企業などを拡大対象に定め、具体的な計画を作成して組織化を進める。また、社会的影響力を考慮し、全国規模の大手未組織企業の組織化を進めるとともに、組織拡大専従者の育成・配置と地方組織の体制強化に取り組む。

(3) 地方連合会は、労働相談からの組織化に加え、各地域に本社のある企業を組織化対象に定め、連合本部・構成組織と連携して取り組むとともに、組織拡大専従者の配置を含め組織拡大の体制強化に努める。

また、地域の経営者団体などと連携し、連合がめざす労使関係への理解を深める。

【「組織強化」の前進と持続可能な中央・地方の運動の確立】

2. 組織・財政の継続課題の解決に取り組むとともに、将来に向けて連合運動を持続・発展させるために、運動を支える資源を有効活用し、全国組織としての連携を強める方向で、ガバナンス（組織統治）を機能させる。あわせて、次代を担う組合リーダーの中長期的な育成に取り組み、連合運動の強化をはかる。

(1) 連合運動における組織強化に向けた組織委員会からの報告を踏まえ、組織・財政の継続課題の解決に取り組む。特に、地方連合会未登録への対応、組合員の所在地把握、友好参加組織の正式加盟、地方連合会特別参加組織の構成組織加盟などについて、確実に前進させる。

あわせて、将来の連合運動の重点化や「選択と集中」、財政のあり方などを総合的に検討し、実行につなげる体制を確立して着実な前進をはかる。

(2) 組合リーダーの育成に向けて、独自の教育活動が困難な構成組織・地方連合会を対象に、構成組織・単組・地方連合会の若手役職員に、労働運動の基本や連合の役割などを伝える教育機会を設ける。また、連合「教育活動および労働教育を推進するための連合指針」にもとづくサポート機能を強化するとともに、構成組織は、加盟組合の中長期的な人材の活用と育成に向けて働きかけを行う。

[さらに地方連合会の協力のもと連合寄付講座の促進をはかる。](#)

あわせて、青年の組合リーダーを育成し、また青年組合員の連合運動への参加意識を高めるため、「連合ユースフォーラム」を実施するとともに、「青年活動（ユースター）委員会」で検討・協議し、青年の声を連合運動に反映させる。また、地方連合会の青年委員会リーダーを招集して「全国青年委員会委員長会議（仮称）」を開催し、連合運動に対する理解を深め、好事例の水平展開による青年活動の活性化をめざす。

(3) 連合内の情報伝達機能を強化するため、月刊『連合』を、構成組織・地方連合会のみならず、すべての単組・支部・地協に届くよう、さらなる購読拡大への協力を要請する。あわせて、連合本部から直接、単組・支部・地協に届けるメールマガジンのアドレス登録件数を拡大し、2年間で全単組・支部・地協役職員のアドレス登録をめざす。また、会員向けサイトである「RENGO-NET」を、連合のネット上の資料室として再整理を行う。

【地域に根ざした顔の見える運動の前進】

3. 組合員の参加にもとづく地域の連合運動を前進させるとともに、将来への地域運動の発展に向けた検討を行う。

(1) 「地域に根ざした顔の見える運動」の推進に向けて、地方連合会と地域協議会は、連合組合員が地域活動に参加・関与する機会を増やすとともに、地方構成組織や加盟組合に対して、一層の参加を呼びかける。そのため、構成組織は、地方構成組織や加盟組合が連合運動に参画するための環境づくりを強化する。

また、地方連合会と地域協議会は、諸団体との連携などを通じ、地域のすべ

での働く者や生活者から信頼され、存在感のある運動を構築する。

- (2) 将来への持続可能な地域運動の推進に向けて、連合本部は、「地方連合会・地域協議会の組織と活動に関する調査」結果を踏まえて、「260 地協」の現状を把握し、検証を行う。また、地協の体制や活動のあり方などについて検討し、結論を得る。

【社会的な連携や発信を通じた運動の創造】

4. 連合運動および労働組合への理解を深め、社会的な認知を高めるために、各種団体との連携や社会的な発信に向けた取り組みを強化する。

- (1) 連合および労働組合を広く社会に周知するため、SNSやWebを活用した情報発信強化およびメディアへの対応を強化する。また、構成組織・地方連合会におけるSNS活用を積極的に進めるとともに、2年間での全地方連合会のFacebookなどの開設を支援する。さらに、各種イベントや公式キャラクター・ユニオニオンの活用により、労働組合や連合と接点が少ない層に向けたPR活動を展開する。
- (2) 社会に向けたワークルールの理解促進をはかるため、「ワークルール検定」を引き続き開催するとともに、社会的意義・ニーズの高まりを受けて、2020年秋の47都道府県での一斉開催をめざし、そのための環境整備とPRの強化をはかる。
- (3) 組合員一人ひとりが参加し、より良い社会を創るための「支え合い・助け合い運動」の基盤を整備し、実践をはかる。そのことで、連合がめざす社会の実現に向けた運動として構築し、次代の運動論につながる取り組みとする。
- (4) 連合運動の推進と社会的な行動力の強化、労働者福祉の充実につなげるため、4団体をはじめとする他団体との連携をはかる。また、中央・地方における様々な関連団体を通じた、労働者福祉、退職者、政治、平和、国際関係などの分野で志を同じくする様々な関連団体との事業や活動について検証し、資源の有効活用と運動の発展につなげる。

【平和運動の推進】

5. 連合は、世界平和の実現のため、①在日米軍基地の整理・縮小、日米地位協定の抜本的見直し、②核兵器廃絶と被爆者を対象に国家補償にもとづく被爆者支援の実現、③北方領土返還要求運動を重点に領土問題などに関係団体と連携しつつ取り組む。なお、在日米軍基地のあり方などを含めた安全保障問題について、引き続き議論を行っていく。

6. 連合は、2020年に開催予定のNPT再検討会議に向けて、政府に対し唯一の被爆国として核兵器廃絶に向けた合意形成と外交努力を求めるとともに、原水禁、KAKKINとの3団体による統一取り組みの強化をはかり、ITUC(国際労働組合総連合)や平和首長会議と連携し、NPT加盟国の拡大を求め、官民一体となった運動を展開する。

【人権・連帯活動の強化】

7. 人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて部落解放中央共闘会議と連携した各種行動、学習会に取り組む。就職差別の撤廃に関しては、「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」の結果を踏まえ、構成組織・地方連合会と連携し、啓発活動を強化するとともに、加盟組合の職場実態を把握し労使協議や事務折衝などの具体的是正に向けた取り組みを行う。北朝鮮による日本人拉致事件について、拉致被害者の早期解放、実行犯の引き渡しなどを求めるために関係団体と連携し、世論喚起や学習会に取り組む。
8. 「連合・愛のキャンパ」について、引き続き組織全体で取り組み、支援内容の充実に努める。また、NGO、NPO団体が行う事業へのフォローアップ活動として、現地視察の実施や構成組織・地方連合会との連携強化に取り組む。
9. 連合政策・制度の実現のため、特に国民的課題について、労福協、労金、全労済やNGO、NPOなど志を同じくする様々な組織・団体と連携・連帯しつつ社会運動を喚起し、取り組みを積極的に進める。
10. 2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに対し、誰もが参加可能な共生社会の実現に向け、連合本部と連合東京が連携して協力体制を構築する。組合員に対するパラスポーツの周知活動に取り組むとともに、ボランティアの派遣に向けて検討する。

【被災地支援への取り組み】

11. 東日本大震災や熊本県を中心とする九州地震の被災地における地方連合会との定期的な連絡体制のもと、復興・再生に向けた取り組み・支援を継続する。

【自然災害への取り組み】

12. 大災害発生時に即座に組織的な対応ができるよう、各地方連合会における地域活動団体やボランティア団体とのネットワーク構築を強化する。

各論 2

非正規労働者・未組織労働者・若者の支援と 労働相談センター設置による対応強化

【「職場から始めよう運動」のさらなる展開】

1. 民間・公務のすべての職場において非正規労働者の組織化と処遇改善を促進するため、「職場から始めよう運動」のさらなる展開・定着をはかる。
 - (1) 連合本部は、取り組み事例集を作成し、先行的な取り組み事例の発信を行い、共有化をはかる。また、シンポジウムの開催や講師派遣などを行い、経験交流や活動の浸透をはかる。
 - (2) 構成組織は、加盟組合が直接雇用・間接雇用の非正規労働者の実態把握や交流を行い、非正規労働者の組織化や組合参加、処遇改善を推進するよう取り組む。
 - (3) 地方連合会は、非正規労働センターを設置し、非正規労働者に関する取り組みを組織内外に発信するなど、非正規労働者の実態把握、非正規労働者に関する学習会や交流会などの活動を展開する。

【若者の雇用・就労環境の改善に向けた取り組みの推進】

2. 学生の就職活動や若者の雇用・就労環境の改善に向けて、働くことの意義や働くときのルールや労働組合の役割などを伝える器材を作成するとともに、学生や若者の声を聴く機会を設ける。
3. 連合本部は、構成組織・地方連合会による若者支援に関する取り組みを集約し、好事例の共有化と取り組みの拡大をはかる。

【非正規労働問題に関する情報発信・世論喚起・ネットワークづくり】

4. 非正規労働や若者の雇用・労働に関わる課題について世論喚起をはかるため、労働組合以外の団体と連携した情報発信や調査活動、セミナーなどを開催する。
5. 非正規労働者の集団的労使関係のあり方について検討を進める。

【労働相談センターの設置による対応強化】

6. 連合本部は、労働相談センターを設置し、非正規労働者・未組織労働者の身近な拠り所として連合が取り組んでいる労働相談がこれまで以上に幅広く活用されるよう発信し、社会的周知をはかる。

- (1) 連合本部は、連合が行っている労働相談について広報活動を強化するとともに、相談内容の収集・分析・公表や集中労働相談の企画・広報を行い、労働現場の実態を踏まえた政策提言やキャンペーンを必要に応じて行う。また、地方連合会・構成組織の相談体制の強化をはかるため、集中労働相談事前学習会やセミナーなどを適宜開催する。
- (2) 地方連合会における相談対応機能の強化をはかるため、効率的かつ効果的な相談活動に資する情報の提供や環境整備を行う。また、インターネットによる労働相談を充実させ、すべての労働者を対象とした労働相談体制を強化する。あわせて、相談解決能力を強化するため日常的な情報交流を促進する。
- (3) 連合本部・地方連合会および地域協議会は、構成組織や関係団体などと連携し個別事案の解決とともに、組織力の強化を意識した労働相談活動の展開をはかる。

各論 3

働くことを軸とする安心社会に向けた政策・制度実現の取り組み

【政策の実現に向けた取り組み強化】

1. 「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けた政策パッケージについて、「要求と提言」、「重点政策」に順次組み込みつつ、国・地方自治体・政党への働きかけなどを通じてその実現をめざす。あわせて、退職者連合、労働福祉団体、NPOなどとの対話や共同行動などの社会運動を推進し、連合の考え方について社会全体への浸透をはかる。
2. 毎年度、政府がまとめる骨太方針ならびに予算の概算要求基準に対置するものとして「重点政策」を策定するとともに、通常国会・臨時国会に対する「重点政策実現の取り組み方針」を策定し、政策の実現に向けた運動を展開する。
3. 政策立案能力を高めるため、政策づくりを担う人材の育成や専門家とのネット

ワークの強化に向けて、構成組織・地方連合会を対象に「総合政策勉強会」を開催するとともに、「総合政策意見交換会」を実施し情報の収集・発信の強化に取り組む。

4. 地方連合会および地方構成組織による単組・支部組合員への広報活動や世論喚起に向けたキャンペーンを含む様々な取り組みを進めるため、政策活動資金の取り組みを行うとともに、より効果的な活用や将来のあり方について検討する。

【震災からの復興・再生に向けた取り組みの継続】

5. 東日本大震災からの復興・再生に向け、被災自治体への人的支援、恒久住宅への円滑な移転、産業政策・雇用政策の一体的推進、医療・福祉・介護人材の確保、教育環境の整備など、被災地への確実なバックアップを行うよう政府に求める。
6. 福島第一原子力発電所事故の収束、放射性物質の除染、避難住民の早期帰還の実現、食の安心・安全の確保、風評被害防止対策など、福島の復興・再生を早期かつ着実に進めるよう政府に求める。
7. 被災地（東北3県および熊本県）の地方連合会と連携のもと、実態調査・ヒアリングなどを行い、国・地方自治体に必要な対応を求める。

【持続可能で健全な経済の発展】

8. 雇用創出効果の高い分野への施策の集中、成長分野での人材育成およびディセント・ワークの確保など、経済・産業政策と雇用政策の一体的推進の具体策を取りまとめる。
9. 経済連携協定の交渉について、ITUCや交渉国の労働組合と連携しつつ、労働、環境および安心・安全に関わる事項について適切な交渉を政府に求める。加えて、国民への適切な情報開示、国民的合意形成に向けた丁寧な対応を求める。
10. I o T、ビッグデータ、A Iなどの技術革新といった「第4次産業革命」の進展に伴い起こり得る変化への対応について、課題を取りまとめ、具体的な対策を策定するとともに、その対応について検討するための労使が参画する枠組みの構築を求める。
11. サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、企

業間における公正かつ適正な取引関係確立に向けて、下請法をはじめとする法令の遵守・徹底をはかるよう政府や経営者団体に求める。とりわけ、資材や人件費など増加したコストを適正に価格転嫁できる環境整備を着実に実施するよう働きかける。

【地域活性化と地方創生への取り組み】

12. 政府の「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」に対する取り組みを、「連合のめざす政策の早期実現」と「地域に根ざした顔の見える労働運動の実践」に結びつけるべく、引き続き地方創生に積極的に関与するとともに、地方連合会・地域協議会、構成組織、連合本部が密に連携し、それぞれの役割を發揮する。

【連合のエネルギー政策の実現および地球温暖化対策の推進】

13. 原子力エネルギーに代わるエネルギー源の確保、再生可能エネルギーの積極推進および省エネの推進を前提として、中長期的に原子力エネルギーに対する依存度を低減していき、最終的には原子力エネルギーに依存しない社会をめざしていく。
14. 地球温暖化対策の2020年以降の枠組みである「パリ協定」の実効性を高めつつ、協定に明記された「公正な移行」および「ディーセント・ワーク」に関する施策が三者構成による社会対話で検討されるよう、日本政府に強く働きかける。
15. 国民の理解と協力のもとで、「環境保護」と「経済発展」を両立させつつ国内の温室効果ガス排出の排出量を削減するため、社会対話の充実とともに、これまで以上の排出削減対策の強化・推進を政府に働きかける。
16. 環境にやさしいライフスタイルへの転換に向けた国民運動としての「連合エコライフ 21」を継続・強化する。また、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、環境分野における労働組合の活動を強化する。

【「公平・連帯・納得」の税制改革に向けた運動の展開】

17. 社会保障・税の一体改革の着実な推進に向けて、税による所得再分配機能の強化の実現に取り組む。そのため、低所得者層を対象とした「給付付き税額控除」として、「消費税税額控除」および就労促進につながる「勤労税額控除」の導入に取り組む。また、消費税の軽減税率は撤回を求める。

18. 税制フォーラムの開催や、連合ホームページを活用した「確定申告・還付申告」の取り組みなど税に対する理解浸透と納税者意識の向上をはかるとともに、給与所得者における申告納税制度と年末調整制度との選択制の導入および、そのための環境整備を政府に求める。
19. マイナンバー制度について、個人情報への厳格な保護をはじめ、制度に対する国民の不安を払拭する措置を講じつつ定着をはかるとともに、不公平税制の是正や確実な社会保障給付の実行に資する制度とするよう政府に求める。
20. 連合「第3次税制改革基本大綱」(2011年策定)の点検・検証および「連合2035ビジョン」(仮称、2018年10月確認予定)を踏まえた、「第4次税制改革基本大綱」を策定する。

【全世代支援型社会保障制度の実現】

21. 安心と信頼の医療と介護の確立に向け、診療報酬・介護報酬の同時改定と、良質な医療・介護サービスへの公平なアクセスの確保に取り組む。
22. 医療・介護・保育分野の安定的な人材の確保に向け、さらなる職員の処遇改善と勤務環境改善に取り組む。
23. 子育てと仕事の両立がよりしやすくなるよう、保育所待機児童の早期解消に取り組む。そのため、子ども・子育て支援のための安定的な財源確保に取り組む。
24. 生活保障機能が強化された安心と信頼の年金制度の実現に取り組む。また、社会保険のさらなる適用の拡大と未適用事業所の解消、年金積立金運用のガバナンス強化に取り組む。
25. 健康で文化的な生活を送ることができる生活保護基準の確保と、生活困窮者自立支援制度の実施体制の確立、子どもの貧困対策の強化に取り組む。
26. 障がい者差別の根絶に向け、障害者差別解消法を抜本的に強化するための取り組みを進める。また、障がい児・者や要介護者を介護する家族が働き続けることのできる制度や環境の整備に取り組む。
27. 「連合2035ビジョン」(仮称、2018年10月確認予定)を踏まえた、新たな「社

会保障ビジョン」を策定する。

【公正かつ持続可能な社会形成への取り組み】

28. 公正で持続可能な社会の形成に向けて、労働組合資金や企業年金基金などにおける責任投資の促進に取り組む。
29. 東京オリンピック・パラリンピックにおける調達物品などの基準を定めた「持続可能性に配慮した調達コード」に則り、すべての物品・サービスの受注者（サプライヤーおよびライセンサー）がILO中核的労働基準をはじめとする労働に関する国際的な基準を遵守するよう東京オリンピック・パラリンピック組織委員会に周知徹底を求める。
30. 公契約基本法および公契約条例の制定を進めるため、国・地方自治体・政党への要請や関係省庁・経営者団体との意見交換、構成組織・地方連合会との課題・情報共有の強化、地方連合会における議員を含めた学習会の開催などに取り組む。

【民主的公務員制度改革、地方分権改革の実現に向けた取り組み】

31. 労働基本権を保障した民主的な公務員制度改革、公務における臨時・非常勤職員の処遇改善を国・地方自治体に対して求めるとともに、労働基本権回復の必要性に対する国民の理解促進に取り組む。
32. 人口減少・超少子高齢化に対応する公共サービス提供体制の拡充に向け、国と地方の役割・権限の見直しや財源移譲の推進、地方自治体間の広域連携の取り組み支援を政府に求める。

【食とくらしの安全・安心確保と社会インフラの整備】

33. 農林水産業の担い手の確保・育成、経営基盤ならびに競争力の強化、6次産業化の推進とともに、農地・森林の多面的機能の強化と食料・木材の消費・利用拡大および自給力向上を国・地方自治体に求める。
34. 消費者に分かりやすく適切な食品表示と制度の運用、消費生活相談窓口の強化・充実を求める。また、消費者と事業者との健全な関係の構築や、消費者の自立と倫理的な消費行動を促すための消費者教育の推進など、消費者政策の強化を国・地方自治体に求める。

35. 既存社会資本の長寿命化・老朽化対策にあたっては、将来的な国民の利便性や必要性の観点から優先順位を付けた効率的な実施を政府に求める。
36. 財政的な支援や先進的な事例の共有化など、空き屋対策を実施する地方自治体の負担軽減策を政府に求める。
37. 「交通政策基本計画」について、実施経過の「見える化」やフォローアップを行うとともに、地方自治体の計画策定に向けて、助言するよう政府に求める。
38. 水環境に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための「水循環基本法」に基づいた関連法の改正および各種計画・条例の策定を国・地方自治体に求める。

【防災・減災対策の強化】

39. 社会全体の防災力の向上、災害弱者対策の強化、防災・減災に必要な人材の育成・確保、国民の防災意識を高めるための啓発活動の強化や、あらゆる事態を想定したハザードマップの整備・点検を国・地方自治体に求める。

【教育における格差是正と機会均等の実現、労働教育・主権者教育の推進】

40. 貧困の連鎖を断ち切り、家庭の経済格差が教育機会の格差につながらないように、就学前から高等教育に至るまでの教育にかかる費用の無償化や、高等教育における給付型奨学金制度の拡充を政府に求める。
41. ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるように、就学前から高等教育に至るまでの各教育段階における労働教育のカリキュラム化の推進に取り組む。
42. 自立した社会人として必要な知識を身につけ意識を醸成するため、主権者教育の推進に取り組む。
43. 「連合 2035 ビジョン」（仮称、2018 年 10 月確認予定）を踏まえた、「教育制度に関する中長期政策（仮称）」を策定する。

各論 4

労働条件の底上げ・社会的横断化の促進と ディーセント・ワークの実現

【良質な雇用の確保とセーフティネットの拡充】

1. 雇用の原則を「期間の定めのない直接雇用」であることを基本とするなど、雇用・労働のあるべき姿を示す「雇用基本法」(仮称)の実現をはかる。
2. 雇用保険制度については、基本手当の拡充および国庫負担の本則復帰をはかるとともに、すべての雇用労働者に適用することを基本に、マルチジョブホルダー(複数の事業主のもとで短時間労働の仕事を掛け持ちしている者)へのセーフティネットの構築のため、雇用保険の適用拡大を行う。
3. 過重労働に起因する脳・心臓疾患や、強いストレスからの精神障害など、新たな課題にも対応できるよう労災認定基準の見直しについて、連合の考え方をまとめ、早期の見直しを実現する。

【労働条件の「底上げ・底支え」「格差是正」と社会的横断化の促進】

4. 春季生活闘争や通年的な労使協議を通じて、「長時間労働の是正」「労働者の立場に立った働き方」、労働条件の「底上げ・底支え」と「格差是正」の実現をはかる。
 - (1) 労働力不足と情報通信技術の進展などが社会・経済に大きな変革をもたらしつつあることを踏まえ、労使協議などを通じて、ワーク・ライフ・バランスの確保、個々人のニーズに合った働き方の選択の実現、および働きに応じた公正な処遇実現など、「労働者の立場に立った働き方」実現の取り組みを強化する。
 - (2) すべての働く者の労働条件の底上げ・底支えと、企業規模間・雇用形態間・男女間などの格差是正をはかる。
 - (3) 内外への情報発信を充実させ社会的横断化の促進をはかる。社会に開かれた春季生活闘争実現のため、地域の関係者との連携を醸成する取り組みを継続する。

【最低賃金を労働の対価にふさわしい水準へ引き上げ】

5. 最低賃金を、労働の対価としてふさわしい水準にまで引き上げる取り組みを強化する。
 - (1) 企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げによって、賃金の底上げをはかる。
 - (2) 法定の地域別最低賃金は、賃金の底支え機能を果たし、セーフティネットとしての実効性が高い水準へ大幅な引き上げをはかる。
 - (3) 法定の特定（産業別）最低賃金は、当該産業労使のイニシアチブ発揮により、基幹的労働者賃金の産業全体への波及につながる水準の実現に取り組むとともに、設定がされていない産業分野での新設に努める。

【ディーセント・ワーク実現に向けたワークルールの整備】

6. 不当な解雇を誘発しかねない解雇の金銭解決制度について、構成組織・地方連合会と連携して取り組み、導入を阻止する。
7. 「協約から法律へ」運動に取り組む。特別条項付き 36 協定にかかる構成組織ごとの年間上限時間の設定を原則の 360 時間に近づける。勤務間インターバル（原則 11 時間）の導入など、長時間労働是正に向けた労使協定・労働協約締結の取り組みを進める。
8. 非正規雇用労働者の処遇改善の実現に向け、労働契約法、パートタイム労働法および労働者派遣法の 3 法を改正し、正規雇用労働者との均等待遇などを実現する。
9. 労働基準法について、時間外労働の上限規制等の改正を早期に実現するとともに、すべての職場で労働時間の適正な把握・管理と 36 協定の適正化がなされるよう、周知の取り組みを進める。
10. 過労死等防止対策推進法にもとづく国などによる過労死等防止対策の進捗状況を検証し、より実効性のある対策を講じるよう求めるとともに、職場への過労死等防止啓発月間などの周知に取り組む。
11. 「曖昧な雇用」で働く就業者の保護に向けて、実態把握を行い、報酬の支払い、安全衛生の確保なども含めた法整備のあり方について検討し、その実現をはかる。
12. 無期転換直前での雇い止め防止に向けた法内容の周知をはかる。労働組合のない職場などへの対応として情報発信に取り組む。

13. 事業譲渡や合併、M&Aなど、あらゆる事業組織再編における集团的労使関係や労働者保護策について再検討し、その法制化に取り組む。
14. 集团的労使関係構築に向けて、過半数代表者の選出手続の厳格化など、過半数代表制の適正化と労働者代表制の法制化をはかる。
15. 民法（債権法）改正に対応して、労働者保護の観点からの労働関係法の改正に取り組む。
16. 労働審判員制度の改善など、個別労働紛争解決制度についてその役割や機能の分担を見直しと充実をはかる。

【震災復興・福島第一原子力発電所事故への対応】

17. 被災地の雇用のミスマッチを解消し、産業政策と連動させ、将来にわたって地域を支える雇用の創出と職業能力開発の一体的推進を求める。
18. 福島第一原子力発電所の廃炉に見込まれる今後 30～40 年間は、技術者から現場作業員まで幅広い労働者が必要となり、労働者への被ばく線量管理をはじめとする労働安全衛生の強化および、中長期的な労働者の確保に向けた政策や対応を求める。

【労働安全衛生対策の強化】

19. ストレスチェックによって明らかとなった職場の課題解決に向けた、安全衛生委員会などにおける職場改善の取り組みや、化学物質のリスクアセスメント対象範囲の拡大など、『改正労働安全衛生法』に関する連合の取り組みについて」に基づいた取り組みを規模に関わらずすべての職場で進める。
20. 2018 年度からスタートする第 13 次労働災害防止計画の策定においては、第 12 次労働災害防止計画の結果を検証した上で、策定するよう求めるとともに、着実な実施をめざす。あわせて連合の取り組み指針（5 ヵ年計画）を策定する。
21. パワーハラスメント防止対策の着実な実施のため、法整備を求めるとともに、組織内においてはセミナーなどの開催により、周知、啓発の取り組みを進める。

22. 職場における健康確保措置の実効性の向上に資する、労働者の健康情報の取り扱いルールの整備をめざし、連合としての具体的考え方をまとめる。

【若年者・高齢者・障がい者・外国人労働者対策の強化】

23. 若者雇用促進法を踏まえ、若者が働き続けられる職場環境の整備に取り組むとともに、就職氷河期から非正規雇用を続けている中高年フリーター対策の着実な実施を求める。

24. 高齢者が働きやすい環境確保に向け、高齢者の処遇のあり方、身体・健康状態を踏まえた適正配置や配慮義務の創設などを求める。

25. 精神障がい者を含む障がい者の雇用促進と、合理的配慮義務に対応した職場環境整備に労使協議を通じて対応する。また 2018 年 4 月からの障害者雇用率の引き上げの着実な実施を進める。

26. 外国人労働者について、外国人技能実習法に基づく制度の厳格な運用を求めるとともに、安易な在留資格・就労資格の緩和を認めない取り組みを進める。

【人材育成・能力開発の促進】

27. 国による職業能力開発の推進にあたっては、企業・業界団体や労働組合の参画のもと、事業者主体による企業内訓練の拡充支援や、雇用のセーフティネットとしての公共職業訓練を強化するなど、一層のキャリア形成支援を求める。

28. 産業構造の急速な変化にも対応できるよう、国による人材育成プログラム開発や相談業務、教育機関の紹介業務など全国で対応できる人材育成支援体制を構築するなど企業に対する支援を強化するとともに、求職者支援訓練や専門実践教育訓練の内容の充実など個人での能力開発支援も求める。

各論 5

男女平等社会の実現に向けた取り組み

【あらゆる分野における男女平等参画の推進】

1. 連合「第4次男女平等参画推進計画」（2013年10月～2020年9月）を着実に実行することにより、男女が対等・平等で人権が尊重され、役割と責任を分かちあう男女平等参画社会を構築する。
 - (1) 「3つの目標」（ディーセント・ワークの実現と女性活躍の推進、仕事と生活の調和、多様な仲間の結集と活性化）達成に向け、構成組織および地方連合会の取り組みを支援する。
 - (2) 「女性役員を選出している組織 100%」達成のための取り組みを強化する。また、「2020年までに連合の役員・機関会議の女性参画率 30%」に向け、女性役員選出の手法の一つであるクオータ制導入に向けた検討、導入に取り組む。
 - (3) すべての組織の目標達成に向けて、男女平等推進委員会のもとにある第4次男女平等参画推進プロジェクトチームによる進捗管理とフォローアップ体制を強化する。

2. 男女平等参画社会の実現に向け、男女共同参画社会基本法にもとづく「第4次男女共同参画基本計画」を着実に実行する。とりわけ「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を 30%程度とする」目標の達成に向け、ポジティブ・アクションの導入を推進する。また、国連「女性差別撤廃委員会」から求められている課題の解決や「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准へ積極的に取り組む。

3. 男女平等の視点から社会制度、慣行の見直しを推進する。
 - (1) 家族法を中心とした民法改正に向け、選択的夫婦別姓制度の導入や、婚姻年齢の男女同一化、女性のみ課せられた再婚禁止期間の見直し、男女平等の観点からの相続法の見直しなどに取り組む。
 - (2) 人権を冒とくする性の商品化や女性に対するあらゆる暴力を根絶するために、意識啓発などの運動に取り組むとともに、刑法（性犯罪関係）の見直し、性暴力等被害者支援法の制定など、関連法の整備に向けた取り組みを進める。
 - (3) 女性の政治への積極的参画を実現するため、クオータ制導入に必要な法整備に向けた取り組みを進める。
 - (4) 税制や社会保障制度などにおける就業抑制インセンティブの解消をはかり、性やライフスタイルに中立な制度に改革する。

- (5) 震災復興対策・防災対策への女性の参画を推進するため、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針」を活用して取り組む。
- (6) 性的指向や性自認にかかわらず、人権が尊重される社会の実現に向け、差別禁止や同性パートナーの権利確保などに向けた法整備を進めるとともに、ガイドライン作成などにより職場環境の改善に取り組む。

【雇用における男女平等の実現、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と両立支援の拡充、均等待遇に向けた取り組み】

- 4. 妊娠・出産、育児や介護で離職することなく、安心して働き続けられる環境の整備に向けて、「改正育児・介護休業法等に関する連合の取り組み」などにもとづき、非正規雇用労働者を含むすべての労働者の両立支援制度の拡充に取り組む。
- 5. パートタイム労働者の均等待遇の実現をめざして、パートタイム労働法の改正に向けた労働政策審議会や国会の審議における意見反映などの取り組みを行う。
- 6. 女性の参画および活躍を促進するため、女性活躍推進法などを活用し、非正規労働者を含むすべての女性を対象とするポジティブ・アクションを積極的に推進するとともに、女性を含めた誰もが働きやすい環境の整備を行う。
- 7. 「総合職」や「一般職」などのコース別雇用管理や、セクシュアル・ハラスメント、性別役割分担意識にもとづく言動などに関する職場の実態調査の結果などを踏まえ、男女雇用機会均等法の改正に向けた取り組みを行う。
- 8. 男女間賃金格差の是正に向け、賃金プロット手法を活用した要因分析と格差の「見える化」による賃金改善に取り組むとともに、間接差別にあたる生活関連諸手当の「世帯主要件」の廃止に取り組む。
- 9. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をはかるため、男女ともに労働時間などの働き方を見直すとともに、次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法などを活用し、男性の育児休業取得促進を含めた環境の整備をはかる。
- 10. 育児・介護休業法、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法、労働基準法の女性保護規定の職場への定着・促進をはかる。

【女性リーダーなどの育成と組織内外に向けた取り組み】

11. 女性活動家の養成や女性リーダーおよび若手男性リーダーの育成に向け、中央女性集会や女性リーダー養成講座・男女平等講座などを通して、課題の共有と主体的行動の促進をはかる。
12. 地方ブロック女性会議において、男女間格差、長時間労働をはじめとする働き方の見直しなど男女平等課題の解決に向けた取り組みを行う。
13. 男女平等推進への機運を高めるため、6月の「男女平等月間」において組織内外に向けた活動に取り組む。

【国際連帯活動の推進と各種国内団体との連携】

14. ITUC（国際労働組合総連合）やITUC-AP（アジア太平洋地域組織）女性委員会などの男女平等運動に連帯し、「3.8 国際女性デー」をはじめ、「10.7 ディーセント・ワーク世界行動デー」、「11.25 女性に対する暴力廃絶デー」労働組合の女性参画を促進する「カウント・アス・イン」、「女性の観点からみた将来の仕事」、「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する取り組みなど、ジェンダー平等推進キャンペーン活動に連帯し取り組む。
15. CEDAW（国連女性差別撤廃委員会）をはじめ、CSW（国連女性の地位委員会）、ILO条約勧告適用専門家委員会、TUAC（OECD労働組合諮問委員会）など国際関係機関の動向を注視し対応を進める。
16. 運動の目的が一致するNGO・NPOや女性団体など各種団体との交流、連携をはかる。

各論 6

政策実現に向けた政治活動の強化

【政治活動の基本】

1. 「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、目的と政策を共有する政党および政治家との協力関係を重視し、積極的に政治活動を推進する。
2. 健全な議会制民主主義が機能する政党政治の確立、労働者・生活者を優先する政治・政策の実現、与野党が互いに政策で切磋琢磨する政治体制の確立に向け、政権交代可能な二大政党的体制をめざすことなど、「連合の政治方針」の「連合の求める政治」を基本に、政治・選挙活動を進める。
3. 組合員はもとより未組織労働者を含むすべての働く者のための政治活動を推進する。

【政党および議員との連携】

4. 「生活者」「働く者」の立場に立つと綱領で謳う民進党と引き続き連携をはかる。加えて、連合の政策実現に向け、支援を強化する。
5. 野党各党に対しても、連合の求める政策・制度への理解を深めてもらうため、要請活動などに取り組む。
6. 現政権与党に対しては、引き続き政策要請などの活動を通じ、連合の政策に対する理解を求める。
7. 連合組織内議員懇談会における会員議員相互の連携および活動の強化を進める。また、連合組織内議員懇談会と引き続き連携をはかる。

【政治活動の推進】

8. 政治活動用機材の作成・展開を通じ、政治活動の重要性について理解を深めてもらうとともに、政治活動への参加を促進していく。あわせて政治研修会や学習会を開催する。

9. 推薦候補者が連合の政策の理解を深められるよう、連合本部と地方連合会の政治センターが中心となって意見交換会や研修会を開催する。
10. インターネットを情報発信の手段の一つとして位置づけるとともに、選挙運動の際には、有効なツールとして活用できるよう取り組みを強化する。

【選挙活動の推進】

11. 2019年9月までに実施される国政選挙、衆参補欠選挙ならびに統一地方選挙をはじめとする地方選挙では、構成組織、地方連合会、地域協議会が積極的に連携をはかり、推薦候補者全員の当選に向けて取り組む。
12. 「地方における政策実現力の強化策検討のためのPT」の報告書を踏まえ、働く者の立場に立つ政治勢力の拡大に取り組む。
13. 公職選挙法や政治資金規正法など選挙運動における法令遵守の徹底をはかる。あわせて、労働組合の社会的責任として棄権防止や期日前投票を含めた投票促進運動に積極的に取り組む。

【憲法論議への対応と憲法改正国民投票法の制度の理解促進】

14. 憲法論議にあたっては、政党に対し、国民的なコンセンサス形成に向けたあらゆる角度からの慎重な論議と、その基礎となる丁寧な情報提供を求める。同時に、国会の憲法審査会における動向の把握、有識者ヒアリングなどを通じた認識の共有化をはかる。
15. 憲法改正国民投票法の制度に関する学習の機会を設けるとともに、概要を解説する機材の作成・展開を通じ、理解および周知をはかる取り組みを進める。また、国民投票が行われることとなった際には、投票の重要性について広く訴えていく。
16. 諸外国における国民投票などの事例収集および研究を行うとともに、世界の政治情勢について見識を深める。

【地方政治の活性化】

17. 地方連合会は、地方議会に対して、二元代表制の機能充実のための環境整備お

よび住民の福祉の向上と地方自治体の発展を目的とする「議会基本条例」の制定を求める。

18. 地方連合会は、「推薦議員懇談会」などの活性化を通じて推薦国会議員や地方議員との連携をはかるとともに、各首長や各党・各会派との定期協議などを行いながら政策実現をめざす。

各論 7

持続可能な社会に向けたディーセント・ワークの実現

【社会対話の確立によるディーセント・ワークの推進】

1. すべての人のディーセント・ワークの実現に向け、まずはディーセント・ワークの概念のさらなる普及拡大をはかるため、地方連合会、構成組織およびGUFs（国際産業別労働組合組織）、NGOと協力し、ディーセント・ワーク世界行動デーをはじめとした取り組みを強化する。
2. ITUCをはじめとしたグローバルユニオン（注1）と連携し、G20・G8/G7会合、ILO（国際労働機関）、OECD（経済協力開発機構）、WTO（世界貿易機関）、IMF（国際通貨基金）、WB（世界銀行）、ADB（アジア開発銀行）、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州会合）などの国際機関・政府間会合や経済統合の進む地域レベルの政府間会合における社会対話の確立・充実に取り組む。また、日本が議長国を務める2019年のG20については、G20首脳と労働組合との協議が実施されるよう取り組む。
3. アジア太平洋地域における建設的労使関係の構築を通じたディーセント・ワークの実現に貢献するため、ILOと連携をはかりつつ、ITUC-AP（ITUCアジア太平洋地域組織）の諸活動への積極的参加および支援を行う。
4. 「連合が優先的に批准を求めるILO条約」の批准に向けた取り組みを強化する。とりわけ、中核的労働基準8条約のうち未批准の第105号条約（強制労働の廃止）、第111号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）を早急に批准させるとともに、既批准6条約の完全適用に向けた取り組みを進める。また、公務員の労働基本権回復に向けて、ILOなどへの働きかけを強化する。
5. 経済連携協定については、中核的労働基準の遵守を推進するとともに、持続可能な経済発展を促し、国民の生活水準を向上させ、実質所得を引き上げるものとなるよう、当該国労働組合などと連携し、関係省庁への働きかけを強める。

【多国籍企業の責任ある企業行動履行促進に向けた取り組み】

6. 多国籍企業における労使協議のツールとして、「多国籍企業の社会的責任と国際ルール」にSDGsを追加し、改訂版を発行するとともに、「OECD多国籍

企業行動指針」、ILO「多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」をはじめ、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、「ISO 26000 (社会的責任に関する手引き)」など企業行動の国際ルールの組織内における理解促進や、経営側への普及・周知の取り組みを強化する。

7. 構成組織およびGUFsと連携し、日系多国籍企業およびそのサプライチェーンにおける建設的な労使関係の構築に向けた取り組みを進める。また、JILAF ((公財) 国際労働財団) と連携し、二国間セミナーの開催など、アジア地域の日系多国籍企業における建設的な労使関係の構築と労使の対話による紛争回避に向けた取り組みを強化する。

8. 「OECD多国籍企業行動指針」の実効性と運用体制を強化するため、日本のナショナル・コンタクト・ポイント (NCP) (注2) への働きかけを強化するとともに、労働組合のネットワークを最大限に活用して問題の早期解決に努める。また、日本NCP委員会の実質的な機能強化を求めるなど、日系多国籍企業の建設的な労使関係構築に向けた政労使の連携を働きかける。

9. ITUCなどと連携し、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおけるすべての物品・サービスの受注者 (サプライヤーおよびライセンシー) およびそのサプライチェーンにおける中核的労働基準などの遵守を促進するとともに、企業の社会的責任についての社会全般の関心を高める。また、構成組織およびGUFsと連携し、国際枠組み協定 (GFA/IFA) の締結を促進する。

10. 労使が建設的に話し合い、ディーセント・ワークが促進されるような実践的・具体的なプログラムの実施が求められている。まずはアジア太平洋において労使が建設的に話し合うための実践的な取り組みとして、労働組合主導による実践重視の労働安全衛生トレーニングなどが実施されるよう、JILAF ((公財) 国際労働財団) と連携し、連合としての役割をどう果たしていくか検討する。

【国連・持続可能な開発目標 (SDGs) 推進の取り組み】

11. 国連持続可能な開発目標 (SDGs) (注3) に掲げられた諸課題の解決に向けて、政府の開催するステークホルダーの円卓会議への積極的参加と発言、「NGO-労働組合国際協働フォーラム」および「児童労働ネットワーク」の活動の一層の充実や、メーデーにおける周知活動、シンポジウムの開催などNGOと連携・協働した取り組み、民間部門としての貢献についての労使の話し合い、ITUC-TUDCN (労組開発協力ネットワーク) と連携した開発協力についての

政府や国際機関への働きかけなどを行う。

12. ODAにおける労働分野とりわけ人材面に着目した開発協力を推進するため、政府に対してJILAF（(公財)国際労働財団）とのさらなる協力を働きかける。

【人権・労働組合権・民主主義の擁護・確立】

13. 世界各国における人権、労働組合権の擁護に向けて、十分な事前の連携を前提に、ITUCをはじめとしたグローバルユニオンなどのキャンペーンに参画する。とりわけ、アジア太平洋地域における問題の解決に責任を果たすため、ITUC-APや各ナショナルセンターと連携して取り組みを進める。これまで重点的に取り組んできたミャンマーの民主化については、引き続き民主的な労働運動の構築に向けた取り組みを進める。

【グローバルユニオンや各国労組と連帯した運動の推進】

14. 国境を越えた様々な事案への対応や共通課題の克服や、建設的労使関係についての理解を広めていくために、世界各国の労組や内外のグローバルユニオンとの連携を強化する。また、必要に応じて各地域の主要国や近隣諸国の労組と二国間協議や交流を行う。

【人材育成の強化】

15. 連合、構成組織、単組、GUFs日本協議会などの国際関係の人材育成策を検討し、随時推進する。

(注1) グローバルユニオン：ITUC、TUACおよび9つのGUFsの総称。

(注2) ナショナル・コンタクト・ポイント：「OECD多国籍企業行動指針」の適用促進、照会、問題の解決を担当する各国連絡窓口。日本では、外務省、厚生労働省、経済産業省の3省構成となっている。

(注3) 国連持続可能な開発目標(SDGs)：2015年9月の国連サミットで採択された、2016年以降2030年までの開発目標。「すべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークの促進」(目標8)をはじめとした17の目標、169のターゲットで構成。